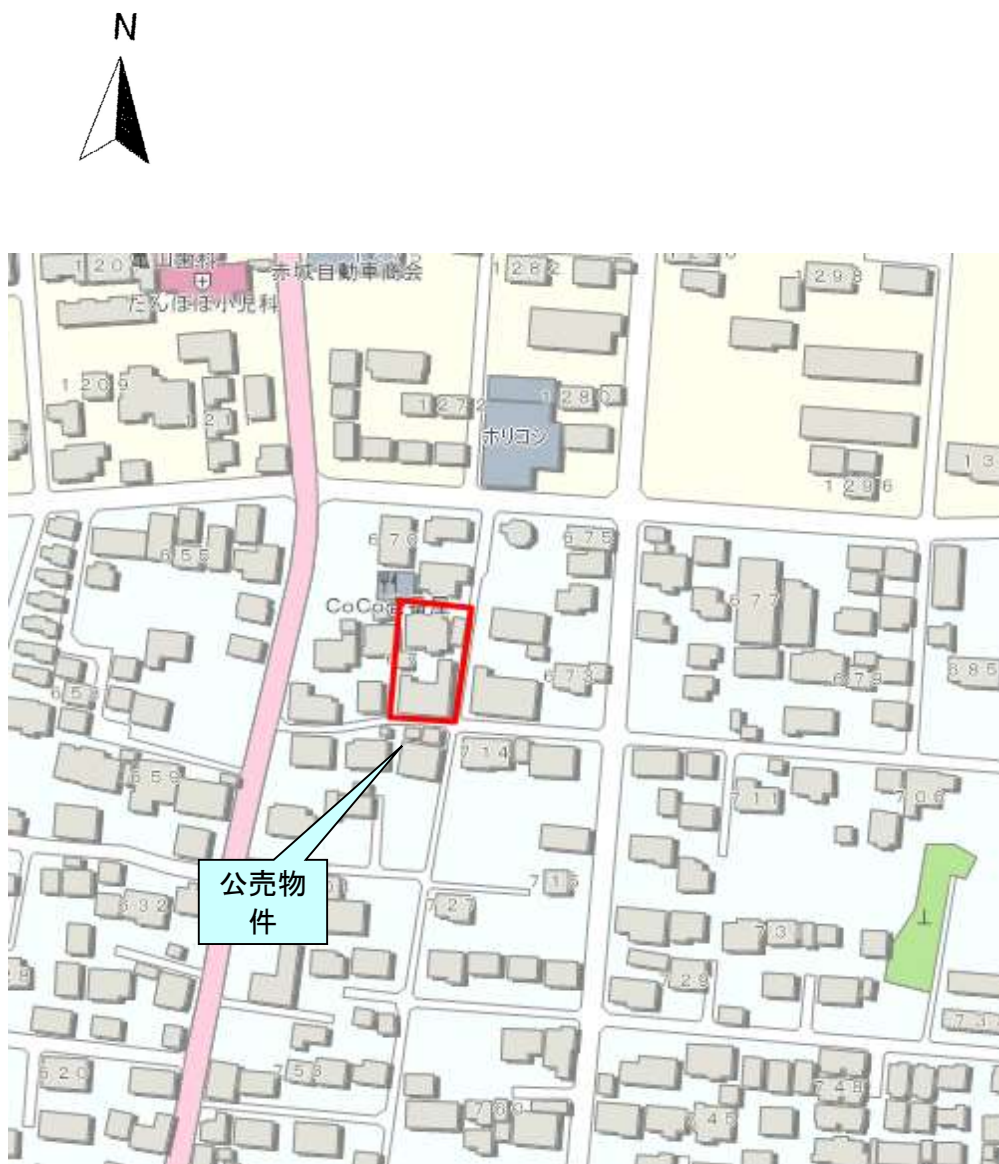


物 件 明 細 書				
売却区分番号	伊勢崎市-4	見積価額	金7,320,000 円	
		公売保証金	金740,000 円	
財産の表示	(土地)	1 所 在 伊勢崎市茂呂町二丁目	4 附属建物	
	地 番 672番	所 在 伊勢崎市茂呂町二丁目672番地		
	地 目 宅地	家屋番号 672番の2		
	地 積 767.10㎡	符 号 1		
		種 類 蚕室		
	2 所 在 伊勢崎市茂呂町二丁目	構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建		
	地 番 667番	床 面 積 1階 141.60㎡		
	地 目 畑	2階 94.40㎡		
	地 積 30㎡	(昭和45年7月30日新築)		
	(家屋)	3 所 在 伊勢崎市茂呂町二丁目672番地		
家屋番号 672番の2				
種 類 居宅				
構 造 木造瓦葺2階建				
床 面 積 1階 119.70㎡				
2階 41.40㎡				
(昭和45年6月30日新築)				
(以上、登記簿による表示)				
物件の位置	東部伊勢崎線新伊勢崎駅 約1,700m (道路距離) 伊勢崎市立茂呂小学校 約490m (道路距離)			
公法上の規制	都市計画区分	市街化区域		
	用途地域	第一種住居地域		
	建ぺい率 (指定)	60%		
	容積率 (指定)	200%		
接道状況	東側	幅員約2.3mの舗装市道にほぼ等高に接面する。		
	南側	幅員約2.4mの舗装市道にほぼ等高に接面する。		
物件の概況	地勢	概ね平坦		
	画地条件 (公図上)	(東側) 間口約40m、奥行約21～24m (公図上)		
	形状	台形地		
	供給処理施設	上水道	あり	
		下水道	あり	
		都市ガス	なし	
使用状況	現所有者が占有していますが、空き家で管理放棄状態です。雑草、庭木が繁茂しています。			
特記事項	1. 土地 (建物) 見取図、その他図面・写真等は参考です。現況と相違する場合は現況を優先とします。 2. 公売財産1～4は、一括公売とします。 3. 令和7年7月18日時点では、都市計画道路等の予定はありません。 4. 東側道路及び南側道路は建築基準法第42条第2項道路であり、中心線から2mの範囲に建物を建築することはできません。詳しくは市建築指導課へお問い合わせください。 5. 入札手続きには、市農業委員会が発行する「買受適格証明書」が必要になります。「買受適格証明書」の発行については、入札期間に間に合うよう市農業委員会へお問い合わせください。また所有権移転には、農地法に規定する届出が必要になりますので市農業委員会にお問い合わせください。 6. 公売財産は周知埋蔵文化財包蔵地 (IS142連蔵遺跡)に含まれており、掘削を伴う工事の際には60日前までに文化財保護法第93条第1項の届出が必要です。詳しくは市文化財保護課へお問い合わせください。 7. 画地北側に2階建の居宅より高い庭木が複数あります。庭木の一部は、上空で北側隣接地上にはみ出しているものと見られます。また画地東側の植込みが道路にはみ出しています。 8. 公売財産の家屋 (居宅) と家屋 (蚕室) の間に登記家屋が2棟ありますが、所有者相違で公売対象外です。 9. 公売財産の家屋 (居宅) の東側に未登記建物がありますが、所有者不明で公売対象外です。 10. その他行政的条件：伊勢崎市景観まちづくり条例有 都市機能誘導区域外 居住誘導区域内 洪水浸水想定区域 (粕川、0.5m未満)			
注意事項	1. 伊勢崎市は不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2. 伊勢崎市は公売財産の引渡し義務を負いません。また、占有者の立ち退きや鍵の引渡し、物件内の動産類の撤去・処分等についても全て買受人自身で行ってください。 3. 不動産登記にかかる登録免許税を含め、権利移転に要する費用は買受人の負担とします。買受代金納付後速やかに伊勢崎市へ所有権移転の請求を行ってください。 4. 境界確定は買受人が隣地所有者と協議してください。 5. 権利移転及び危険負担の移転の時期は買受代金の全額納付があった時とし、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となります。(他の法令等により制限のある場合はこれに従います) 6. 公売財産の面積等は公簿上によるものです。 7. 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っておりません。 8. 公売財産は現状引渡しとなります。伊勢崎市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 9. 公売財産については関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関して関係各部署に確認するとともに実際に現地を確認するなど、十分に調査を行ったうえで入札してください。 10. 伊勢崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは公売に参加することは出来ません。			
その他の事項	本物件は消費税法上の混在財産です。(消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在した財産)			

公売財産周辺地の概要図

売却区分 番号	伊勢崎市-4
------------	--------

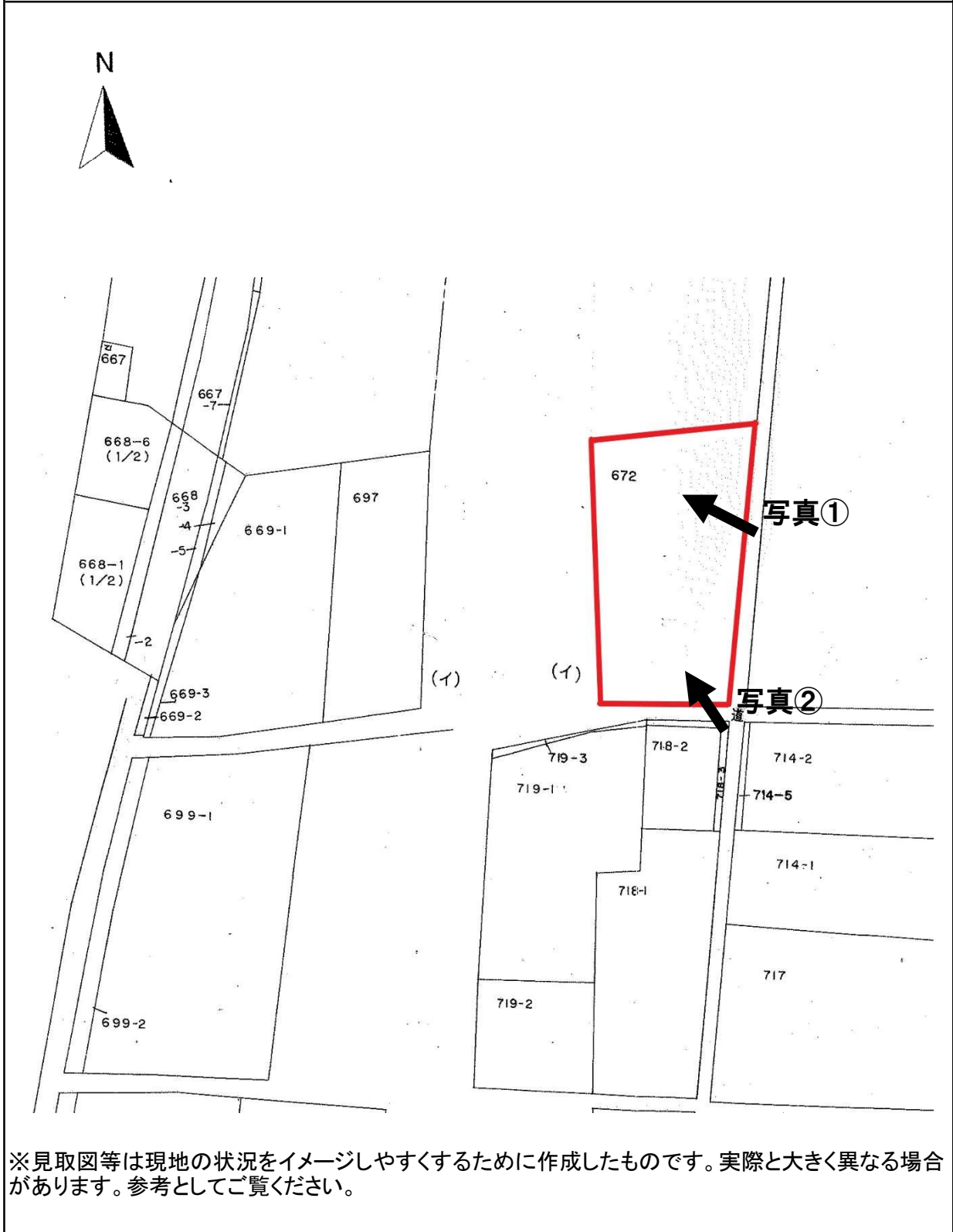
公売財産周辺地の概要図



土地の見取図

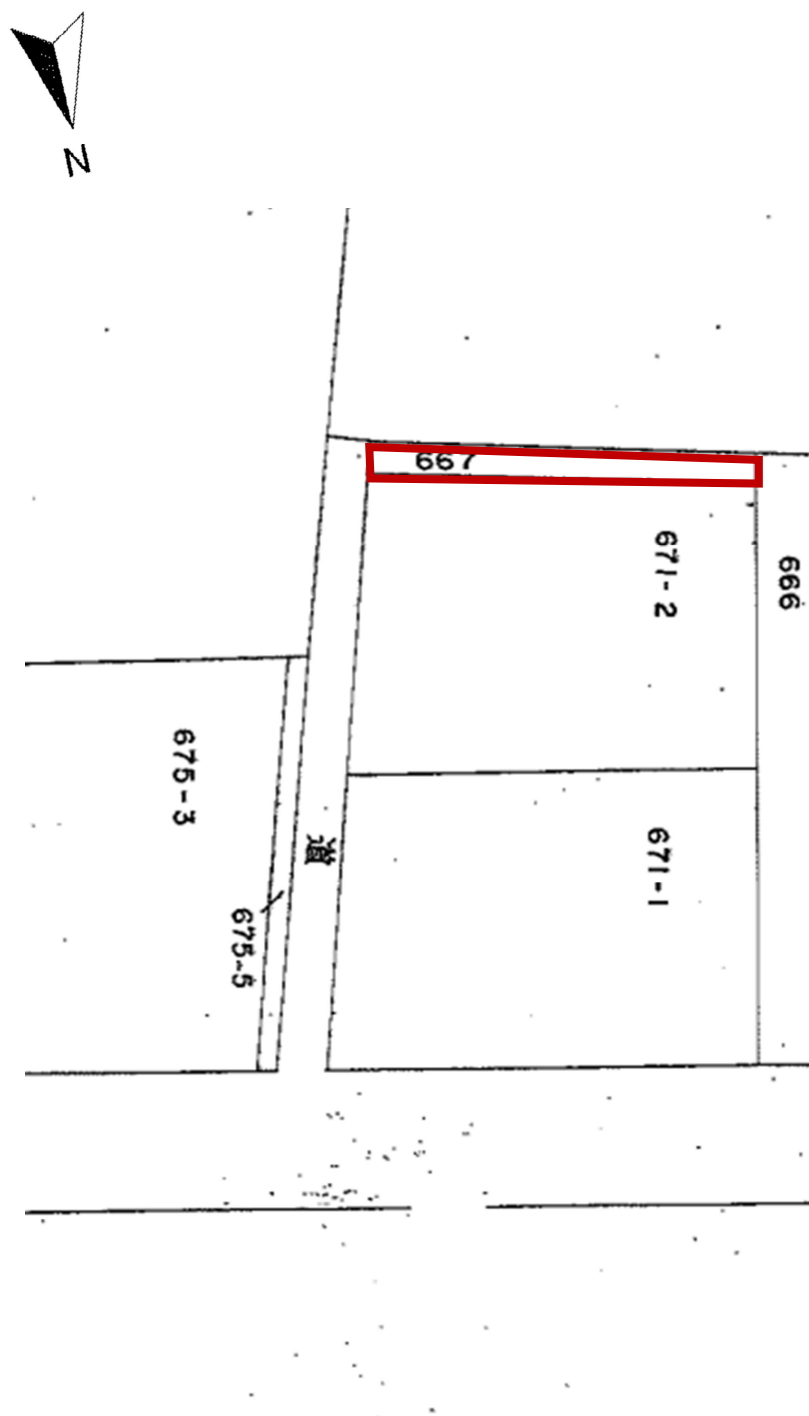
売却区分の 番号	伊勢崎市-4
-------------	--------

土地の見取図



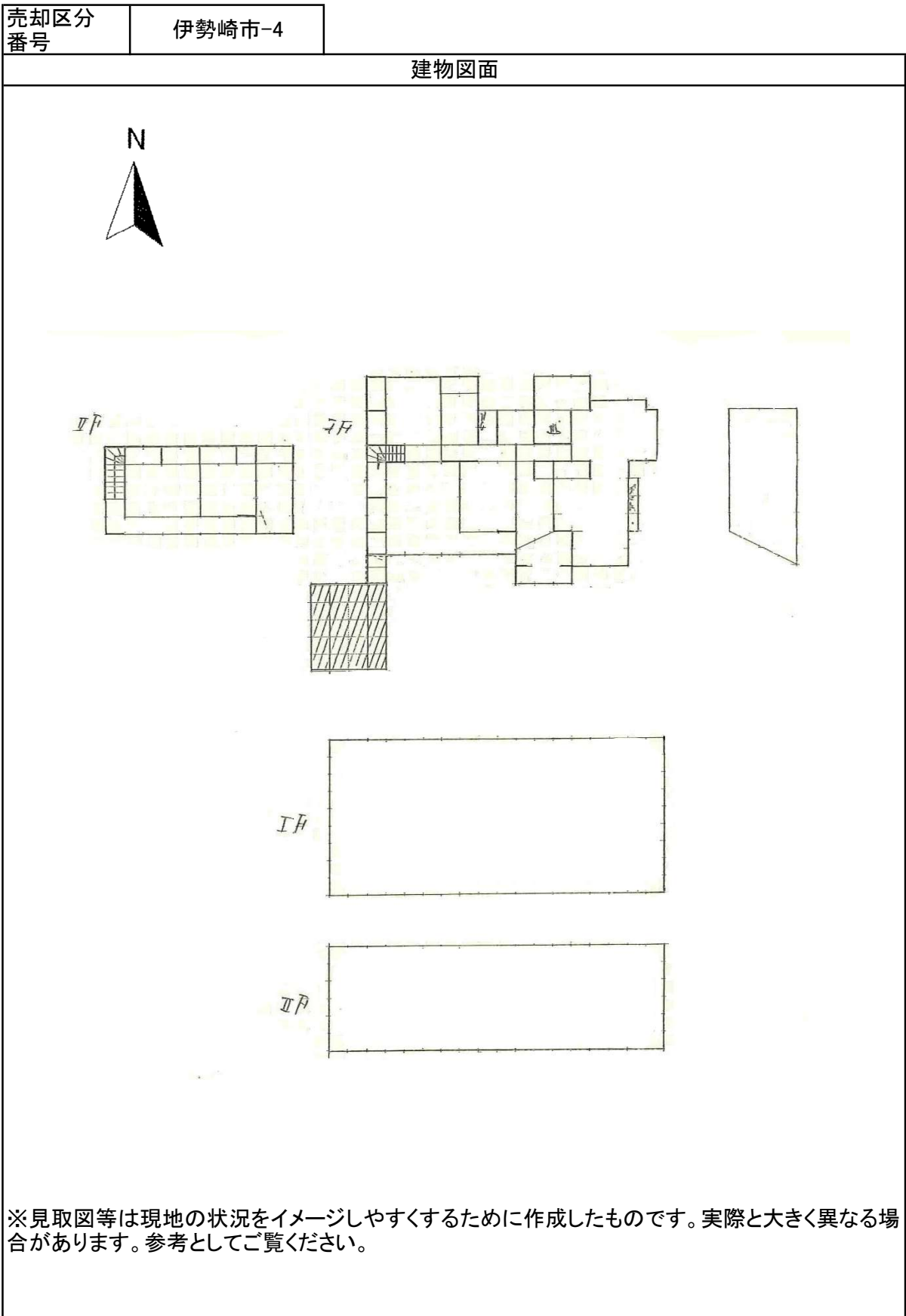
売却区分の 番号	伊勢崎市-4
-------------	--------

土地の見取図



※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものです。実際と大きく異なる場合があります。参考としてご覧ください。

建物の見取図



売却区分
番号

伊勢崎市-4

写 真

(写真①)



(写真②)

